

## 建築物省エネ法適判要否チェックリスト

(注意)

・建築確認申請（新築・増改築に限る）を行う建築物のうち、**新築、増改築部分の延べ床面積が10㎡以上の建築物ごと**に提出してください。

申請者名			
設計者名（代表者）	設計事務所名		設計者名
地名地番			建物名称

### ★【必須】適判要否の確認

適判要否チェック (該当する□にレをつけてください。)	適判不要の理由 (左欄で「適判不要」となった場合、該当箇所に記入してください。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     建築物を新築 又は増改築                 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 該当する → <input type="checkbox"/> 適判不要                 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 該当しない                 </div> <div style="margin-left: 20px;">                     《ルート②》  <input type="checkbox"/> 該当する → <input type="checkbox"/> 適判不要                      ○適合義務あり                 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 該当しない                 </div> <div style="margin-left: 20px;">                     《ルート③》  <input type="checkbox"/> 該当する → <input type="checkbox"/> 適判不要                      ○適合義務あり                 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 該当しない                 </div> <div style="margin-left: 20px;">                     《ルート④》  <input type="checkbox"/> 該当する → <input type="checkbox"/> 適判不要                      ○適合義務あり                      ○建築確認の中で                      省エネ審査・検査あり                 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 該当しない                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 適判必要                      ○省エネ適合義務あり                      ○省エネ審査・検査あり                      ○省エネ適判手続きあり                 </div>	<p>《ルート①》 建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当するため 該当する□にレをつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/> 第1号：居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの政令で定める用途に供する建築物                      居室を有しないことにより空調設備を設ける必要がない用途                      &lt;例&gt;・自動車倉庫、自転車駐車場・堆肥舎・変電所                      ・上下水道に係るポンプ施設・常温倉庫、危険物貯蔵場（常温）                      ・ガス事業に係るガバナステーション又はパルスステーション                      ・道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設                      ・畜舎・水産物の養殖場又は増殖場（常温）・公共用歩廊 など                 </div> <p>高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がない用途 ・観覧場その他これらに類するもの ・スケート場、水泳場、スポーツ練習場その他これらに類するもの ・神社、寺院その他これらに類するもの</p> <div style="margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/> 第2号：法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物                 </div> <div> <input type="checkbox"/> 第3号：仮設の建築物であって政令で定めるもの                 </div> <hr/> <p>《ルート②》確認申請対象外 《ルート③》審査省略 《ルート④》（※1）省エネ審査が容易なものなど</p> <p>a 仕様基準で評価を行う住宅 b 設計住宅性能評価を受けた新築の住宅 c 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた新築の住宅</p> <p>その他、低炭素建築物認定、省エネ性能向上計画認定を取得している⇒適判不要 * b.cの場合は、確認済証交付前に評価書等の提出が必要</p>

高い開放性を有する部分

- ・空調設備が設置される最小限の部分であること（＝内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であること）
- ・常時外気に対し一定以上の開放性を有していること（その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上であること）

## 建築物省エネ法適判要否チェックリスト

(注意)

・建築確認申請（新築・増改築に限る）を行う建築物のうち、**新築、増改築部分の延べ床面積が10㎡以上の建築物ごと**に提出してください。

申請者名			
設計者名（代表者）	設計事務所名	設計者名	
地名地番		建物名称	

手順①：適判要否をチェックしてください

手順②：適判不要の場合、該当箇所に記入してください

★【必須】適判要否の確認

適判要否チェック (該当する□にレをつけてください。)	適判不要の理由 (左欄で「適判不要」となった場合、該当箇所に記入してください。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築物を新築 又は増改築</p> <p>↓</p> <p>建築物省エネ法第20 条に該当する（適用 除外） <input type="checkbox"/> 該当する → <input type="checkbox"/> 適判不要</p> <p style="color: red; font-size: small;">check!</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p>↓</p> <p>建築確認対象外に該当する ○都市計画区域等外で 平屋かつ200㎡以下</p> <p>↓</p> <p>建築基準法における一部規定確 認除外対象に該当する。 ○都市計画区域等内で新3号 建築物(平屋かつ200㎡以下) であって建築士が設計・工事 監理</p> <p style="color: red; font-size: small;">check</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当する</p> <p>↓</p> <p>省エネ審査が容易な ものに該当する等 (※1)</p> <p>↓</p> <p><input type="checkbox"/> 適判必要 ○省エネ適合義務あり ○省エネ審査・検査あり ○省エネ適判手続きあり</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《ルート①》 建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当するため 該当する□にレをつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 第1号：居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調調 設備を設ける必要がないもの政令で定める用途に供する建築物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>居室を有しないことにより空調設備を設ける必要がない用途 &lt;例&gt;・自動車倉庫、自転車駐車場・堆肥舎・変電所 ・上下水道に係るポンプ施設・常温倉庫、危険物貯蔵場(常温) ・ガス事業に係るガバナステーション又はパルスステーション ・道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設 ・畜舎・水産物の養殖場又は増殖場(常温)・公共用歩廊 など</p> </div> <p>高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がない用途 ・観覧場その他これらに類するもの ・スケート場、水泳場、スポーツ練習場その他これらに類するもの ・神社、寺院その他これらに類するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 第2号：法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その 他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合 させることが困難なものとして政令で定める建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号：仮設の建築物であって政令で定めるもの</p> <hr/> <p>《ルート②》確認申請対象外</p> <p>《ルート③》審査省略</p> <p>《ルート④》(※1) 省エネ審査が容易なものなど</p> <p>a 仕様基準で評価を行う住宅 b 設計住宅性能評価を受けた新築の住宅 c 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた新築の住宅</p> <p>その他、低炭素建築物認定、省エネ性能向上計画認定を取得している⇒適判不要 * b.cの場合は、確認済証交付前に評価書等の提出が必要</p> </div>

高い開放性を有する部分

- ・空調設備が設置される最小限の部分であること（＝内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であること）
- ・常時外気に対し一定以上の開放性を有していること（その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上であること）